

「令和6年能登半島地震」に対する迅速な被災者支援と 永続的で強靱化も見据えた復旧・復興支援を求める意見書

令和3年頃から頻発していた能登地方を震源とする群発地震。

令和6年1月1日、午後4時6分震度5強（M5.5）の地震が発生。その後、午後4時10分、輪島の東北東30km付近を震源とする震度7（M7.6）の大激震。この8分後、輪島の南南西20km付近を震源とする震度5強（M6.1）が発生し、珠洲市・輪島市・能登町・穴水町・志賀町・七尾市などに甚大な被害を及ぼした。

この地震による影響は、新潟県・富山県・福井県をはじめ全国広範囲を震撼させた。

津波・火災・海底隆起・道路損壊・鉄道損壊・空港被害・土砂崩落・通信障害・樹木や家屋の倒壊と、能登地方特有の地形は多数の孤立集落を生み出し、連絡・調査も出来ない地域が存在し混迷を極めた。

このことは、自衛隊・消防・警察・医療・福祉などの救出・捜索・支援活動関係者の被災地入りを困難にし、避難所への支援物資運搬や医療・福祉の支援などにブレーキをかけ救助・支援のスピードを鈍化させ、広域にわたる断水・停電と厳寒に耐え忍ぶ被災者の心身を心配する人々の『一日も早い救助・支援を願う心』を激しく動揺させる事態となった。国民の希求のひとつは、命を守る防災・減災のための「国による国内のあらゆる断層帯やプレートなどの調査・研究の促進と研究への強力な支援」と言え、早急な対応が必要不可欠である。

政府は、この度の地震を「激甚災害」に指定し、被災自治体のインフラ復旧事業に対する補助率をかさ上げした。そして、平成28年の熊本地震・令和元年台風19号・令和2年7月豪雨時にも指定した大規模災害復興法に基づく「非常災害」に指定し、これにより被災した自治体が管理するインフラの復旧工事を国が幅広く代行できるようになり、道路・橋梁・河川・港湾・海岸・漁港などの復旧が代行の対象となった。しかし、以前に対象となった災害と比較しても被害は甚大であり、国の柔軟な対応が必要である。

今回の「被災者生活再建支援法」は、内閣府が被害認定調査を待たずに認める初の特例となり、さらに本法に基づく支援金を高齢者や障害者世帯に、最大300万円を給付する新制度を設け、最大600万円の給付が受けられることとなったが、充分とはいいがたく、現金給付の増額・対象範囲の拡大などの制度のさらなる拡充が求められている。

一日も早いこの地震による全ての被災地・被災者に、計画性のある継続した実効性のある復旧・復興・支援が必要不可欠である。

住居の生活基盤のみならず、農林水産業・中小企業的生活基盤までもが広

範囲にわたり破壊され、被災者の救援と生活・産業の基盤回復は急務である。

被災者の現況は極めて深刻で、食事・生活必需品・医療の提供・衛生の確保・避難所の住環境整備等をはじめ、災害救助法で規定する救助内容が十分に達成されていない状況もうかがえる。

また、生産活動の縮小した経済状況からは激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充など従来の支援を超えた対策が求められている。

更に、日本経済危機克服、新たな地震・津波対策など政府が具体的に被災地の意見を尊重した総合的な復興計画策定や法整備を速やかに実施することが、国民や国際社会からの信頼の強化を構築することに繋がるものと確信する。

被災者の救援・救護、被災地域の復旧・復興に伴い、被災自治体に莫大な財政負担が生じることは否めないことから、国費や地方交付税などの確かな財政支援を求める。

よって、国におかれては「令和6年能登半島地震」に対する迅速な被災者支援と永続的で強靱化も見据えた復旧・復興支援に積極的に取り組んで頂き、一日も早い復旧・復興を実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

衆議院議長 様 ほか

魚津市議会